

# 雇用促進税制が創設されました

～ 雇用を増やし、制度を整えた事業主が税制面で優遇されます～

税制改正法が6月30日に公布され、雇用を増やす企業を減税するなど税制上の優遇制度（雇用促進税制）が創設・拡充されました。是非ご活用下さい！

## 1. 雇用増加に関する税制

～ 届出は8月1日スタート！～

1年間で10%以上かつ5人以上（中小企業は2人以上）従業員を増やす等の要件を満たした事業主に対する税制優遇制度が創設されました。

従業員の増加1人当たり20万円の税額控除が受けられます。

この優遇措置を受けるために必要な「雇用促進計画」の受付は、8月1日からハローワークにおいて開始します。

平成23年4月1日から8月31日までの間に事業年度を開始する事業主の場合は、10月31日までに届ければ良いことになっています。

9月1日以降に事業年度を開始する事業主の場合は、事業年度開始後2か月以内に雇用促進計画を提出します。

詳しくは厚生労働省のHPをご覧ください

計画届の書式もこちらで入手できます。

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoseisaku/dl/koyousokushinzei\\_02\\_pamp.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoseisaku/dl/koyousokushinzei_02_pamp.pdf)

## 2. くるみんマークを取得している企業に関する税制

次世代育成支援対策推進法の認定を受け、「くるみん」を取得した事業主に対する税制優遇制度が創設されました。

新築・増改築をした建物等につき、認定を受けた事業年度において割増償却をすることができます。

詳しくは厚生労働省のHPをご覧ください

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoseisaku/dl/koyousokushinzei\\_05\\_nextleaf.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoseisaku/dl/koyousokushinzei_05_nextleaf.pdf)

## 3. 障害者を多数雇用する企業 に対する税制優遇制度

障害者を多数雇用する企業に対する機械などの割増償却制度について、重度障害者の一層の雇用促進を図るため、次の要件を満たす企業も利用できるようになりました。

- ・法定雇用率1.8%を達成している事業主で、雇用している障害者数が20人以上であり、かつ、雇用障害者に占める重度障害者の割合が50%以上の要件を満たす場合も優遇税制が適用されることとなりました。

詳しくは厚生労働省のHPをご覧ください

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoseisaku/dl/koyousokushinzei\\_06\\_handileaf.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoseisaku/dl/koyousokushinzei_06_handileaf.pdf)

「くるみんマーク」とは、子育て支援を積極的に行っていて、国の定める要件を満たした企業が、使用することができるマークです。

企業のイメージアップにもつながるため、最近では商品パッケージや、名刺などでもよく見かけるようになりました。

